

# 石綿による健康被害の救済に関する法律の概要

目的: 石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害に係る被害者等の迅速な救済を図る。

施行日: 基金の創設 平成18年2月10日  
 救済給付・特別遺族給付金の支給 平成18年3月27日  
 事業者からの費用徴収 平成19年4月1日  
 医療費等の支給対象期間の拡大等 平成20年12月1日  
 制度全体について5年以内に見直し。

## 労災補償等による救済の対象とならない者に対する救済給付

### 事業者

全事業主  
 労働保険徴収システムを活用  
 一定の要件に該当する事業主(石綿との関連が深い事業主)から追加費用を徴収

### 国

平成17年度補正予算により基金に拠出  
 基金創設時の事務費の全額及び平成19年度以降は事務費の1/2を負担

### 地方公共団体

国の基金への費用負担の1/4に相当する金額を一定期間で基金に拠出

石綿健康被害救済基金  
 (独)環境再生保全機構

判定の申出

意見を聴く

環境大臣

中央環境審議会

判定結果の通知

意見

申請・請求

認定・給付

石綿に起因する指定疾病

・中皮腫  
 ・肺がん

被害者又は  
 死亡した被害者  
 のご遺族

### 救済給付

アスベストによる中皮腫や肺がんと認定された方への給付

- ・医療費(自己負担分)
- ・療養手当(103,870円/月)
- ・葬祭料(199,000円)
- ・救済給付調整金
- ご遺族への給付
- ・特別遺族弔慰金(2,800,000円)・特別葬祭料(199,000円)

## 労災補償を受けずに死亡した労働者の遺族に対する救済措置

(特別遺族給付金の支給)

対象者: 指定疾病等により死亡した労働者(特別加入者を含む。)の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅したもの。

給付額: 特別遺族年金 原則240万円/年

特別遺族年金の支給対象とならない遺族には一時金を支給する。

財源: 労働保険特別会計労災勘定から負担する。